

平成 26 年度決算の概要

学校法人純真学園の平成 26 年度決算は、平成 27 年 5 月 25 日に理事会において承認され、評議員会にて報告されました。

平成 26 年度の学校法人純真学園の決算について、学校法人会計基準で作成を義務付けられている計算書類（「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」）の概要を説明致します。

なお、この計算書類は学校法人純真学園が設置する純真学園大学、純真短期大学、埼玉純真短期大学、純真高等学校、純真保育園及び学校法人部門を総合計した計算書類です。

◆学校法人会計の特徴と企業会計の違い

国庫補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法第 14 条第 1 項により「文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない」と規定されています。また、私立学校法第 47 条においては「毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない」と規定されています。学校法人純真学園もこの法律・基準等に従い、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録等の書類を作成し、報告及び届出をしております。

一方で企業会計は、企業会計原則に従い外部の利害関係者に対し企業の財務状態や事業活動の成果（経営成績）などの情報を損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー等により提供しなければなりません。

学校法人会計と企業会計の大きな違いは、企業は利益の追求を目的として企業会計原則に従い投資家保護、債権者保護のために適正な期間損益計算に重点が置かれているのに対し、学校法人会計は、教育研究活動の永続性（教育水準の維持）を図るために資金収支の顛末や消費収支の均衡状況、財政状況を測定します。

企業は投資家からの出資（株主）により成り立っているのに対し、学校法人は寄附行為で成り立っています。ここが大きな違いの出発点となって計算書類の説明責任も企業が株主をはじめとした投資家に対して負うのに対し、学校法人は学生生徒、受験生、マスコミ、教職員、所轄庁等に対する説明責任が課されてきました。

しかしながら平成 27 年度からの学校法人会計基準の改正では、より広く利害関係者に対する説明責任を果たすよう計算書類の内容が見直されることとなりました。

1. 資金収支計算書

平成 26 年度の資金収入は、「学生生徒等納付金収入」以下「雑収入」までの合計が 37 億 3,539 万円（前年度比 6 億 639 万円増）となり、「前受金収入」以下「資金収入調整勘定」までの計に前年度繰越支払資金を加えた収入総額は、69 億 5,742 万円となりました。

一方これに対する資金支出の総額は、「人件費支出」以下「資金支出調整勘定」までが 46 億 5,815 万円（前年度比 7 億 7,175 万円増）で、収入総額より差し引いた 22 億 9,927 万円が翌年度繰越支払資金となりました。

今年度実施した耐震補強工事の影響により、期首と比較して 2 億 253 万円支払資金が減少しました。

2. 消費収支計算書

帰属収入は、39 億 5,591 万円となりました。前年度と比較して 6 億 6,512 万円の増加で、主な内訳は学生生徒等納付金が 3 億 7,206 万円、補助金が 2 億 826 万円増加しました。平成 23 年度に開学した純真学園大学が平成 26 年度で完成年度を迎え（1 年生から 4 年生まで定員を充足したため）、学生数が順調に伸びたことが最も大きな要因です。基本金組入額は、耐震補強工事をはじめ施設設備の充実を図ったことなどにより 8 億 5,305 万円の組入額となりました。

消費支出の合計は、35 億 7,607 万円で、帰属収支差額（帰属収入－消費支出）は 3 億 7,984 万円の収入超過となりました。

3. 貸借対照表

資産の合計額は前年度と比較して 3 億 1,059 万円増加し、163 億 5,326 万円となりました。これに対して負債の合計額は、前年度と比較して 6,925 万円減少し、19 億 3,848 万円でした。

自己資金構成比率（自己資金／総資金）は 88.1%となり、他人資本が自己資本を上回る 50.0%より高い数値であることから、健全な財務状況となっています。

※自己資金＝基本金＋消費収支差額

※総資金＝負債＋基本金＋消費収支差額